

NEWS LETTER

2019 3月号

だんだんと暖かくなってきました。3月といえば桜の開花の季節です。

今年の桜は、平年より早く咲く所が多くなるそうです。ただ、かなり早かった昨年よりは遅くなる見込みとのことです。

掲載内容に関しましてご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問合せ下さい。

〒856-0828 長崎県大村市杭出津三丁目395番地7
司法書士・土地家屋調査士・行政書士平野旅人総合事務所

代表 平野 旅人

電話0957-46-6133 FAX0957-46-6134

メール:nrn14982@nifty.com

● 合同会社設立

新たな年度を前に個人事業から会社法人への移行をお考えの方も多いと思います。

今回は、会社法人の中でも簡単に設立できる合同会社をご紹介します。

まず、合同会社のメリットは、株式会社より設立費用やランニングコストが安いこと、利益分配・経営の自由度が高いことが上げられます。また、株式会社と税制が同じため、売上げによっては、個人事業より節税ができるということが上げられます。

その一方で、やはり、株式会社と比較しますと、国内での知名度が低いというデメリットもありますし、合同会社では基本的に社員(=出資者)全員が業務執行権を持ちますので、そのため社員間で意見対立が起きてしまうと苦勞してしまう可能性があります。

ただ、株式会社と比較して簡単に設立できる会社法人ですので個人の方をお客さんとする事業や一緒に事業を行う信頼できるパートナーがいる場合等は、合同会社は非常に使いやすい法人と思われれます。

それでは、具体的に、どのような設立の流れになるのか、ご説明します。

①まずは、定款等の会社の内容を決めます。

具体的には、「商号」、「目的」、「本店所在地」、「社員の氏名又は名称及び住所」、「社員の出資の目的」等です。

②内容を決定後、会社の印鑑を作成します。これは、法務局で、会社の実印を登録するためです。

③会社の代表となる方の印鑑証明書を取得します。これは、会社の実印登録の際に、法務局へ提出します。

④定款を作成します。定款の内容は、株式会社より自由度が高いですが、最低、記載しなければならない事項も存在します。

⑤出資金の振込みを行います。代表社員となる方の個人の口座に各社員が出資金を振込みます。

⑥登記申請書、就任承諾書、印鑑届出書等の書類を作成します。

⑦設立登記を申請します。申請日が会社の設立日となります。

⑧税務署等への開業の届出を行います。

以上が簡単な設立までの流れです。設立にかかる金額は、定款に貼る収入印紙代4万円
(※ただし、電子定款の場合は不要です)、登録免許税 最低6万円(※資本金の額×0.7%)、
印鑑証明書、謄本代等で1,000円程度です。詳しくはお問合せ下さい。



●成年後見制度

成年後見制度という言葉を目にした方は多いと思います。しかし、具体的にはよく分からない方も多いのではないのでしょうか。今回は、この成年後見制度をご説明します。成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分のため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。

成年後見制度は、大きく法定後見制度と任意後見制度に分けられます。法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となった時に備えるための制度です。ご本人が元気で判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくものです。

法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つに分かれ、本人の精神上的障害の程度によって区別されます。

まず後見ですが、これは精神上的障害(知的障害、精神障害、認知症など)によって判断能力を欠く常況にある者が対象です。常に自分で判断して法律行為をすることはできないという場合です。次に保佐ですが、精神上的障害によって判断能力が特に不十分な者が対象です。簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合です。

最後に補助ですが、精神上的障害によって判断能力が不十分な者を対象とします。大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助してもらわないとできないという場合です。それでは、年後見制度が必要となるケースは、どのような場合でしょうか。

色々な場合が考えられますが、大きく分けて次のような場合が多いと思われます。

①預貯金の管理・解約、②介護保険契約(施設入所等のため)、③身上監護、④不動産の処分、⑤相続手続
介護保険契約の締結については、子供がやればいいのか？等と疑問に思う方もいるかもしれません。

しかし、厳密には本人が成人である以上、契約は本人が行うものであり、子供といえども本人の契約を結ぶことはできません、このような事情が発生し、具体的に制度を利用するにはどうすればよいのでしょうか？

任意後見の場合は、このような事情になる前に予め任意後見契約を結んでおき、裁判所へ任意後見監督人を選任してもらう必要があります。法定後見の場合は、本人(後見開始の審判を受ける者)の住所地を管轄する裁判所へ配偶者、四親等内の親族等が申立を行う必要があります。



●休眠担保抹消

現在の不動産登記事項証明書には、明治や大正時代の長年月を経た抵当権等の担保権の登記がなされていることがあります。

このような古い抵当権が残っている土地は、全国で450万筆とも試算されています。

このような古い担保権は、なぜ、残っているのでしょうか？その理由の一つは、所有権の移転登記と比較して、担保権の抹消登記は、債権者も債務者も権利意識がかなり低いためと思われます。

もう一つは、債権全部の弁済等で抵当権が消滅すればよく、その抹消登記は新たな権利が発生しない限り急がないことが考えられます。

その結果として、担保権が抹消登記されず、長年放置されてしまうと考えられます。放置された状態が長期間続くと、債権者(担保権者)に相続が発生したりして、担保権者が所在不明になってしまう場合があります。

担保権の抹消登記は、基本的に、土地の所有者と担保権者(その相続人)との共同申請になりますので、担保権者から登記の協力が得られない場合、訴訟等の手続を利用するしかありません。しかし、何十年も前の担保権を抹消するために、訴訟等を行うのは、非常に負担が大きいと思われます。そこで、不動産登記法第70条により、抵当権等に関する登記の抹消登記を不動産所有者単独で申請できる制度が設けられています。この休眠担保を不動産所有者単独で抹消するための要件は次のとおりとなります。

①登記義務者(担保権者)が行方不明であること

この行方不明を証明するために、●登記簿上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報や民生委員の証明、または

●登記簿上の住所に宛てた被担保債権の受領催告が不到達である配達証明郵便を添付します。

②被担保債権の弁済期から20年経過していること

この弁済期を証明するために、閉鎖謄本等を添付します。

③ 債権の弁済期から20年を経過した後、債権、利息および債務の不履行によって

生じた損害金の全額に相当する金銭の供託をしたことを証する情報を添付したこと

この3要件を満たすことで、不動産所有者からの単独申請が可能ですが、①の証明を取得するには注意が必要です。登記上の住所に、債権者の相続人が住んでいる場合、「債権者が行方不明」の要件が難しく、この方法は使えないことが多いと思われます。



pixta.jp - 25746676

● ミニ情報

民法(相続法改正)～預貯金の払戻し

前号で、相続法改正についてご説明してきましたが、説明できなかった部分をご説明します。

今回の改正で、遺産分割前に預貯金の払戻しを認める制度が設けられました。

これは、二つの方法があります。一つは、家庭裁判所の判断により仮払いを得る方法と裁判所の判断を経ないで、小口の仮払いを認めるものです。この家庭裁判所への申立ては必要としない方法では、単独で払戻しをすることができる額が決まっています。

＝相続開始時の預貯金債権の額×3分の1×当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分
ただし、この場合の払戻し金額には上限が設けられており、改正民法では下記のとおり、その具体的な限度額については、法務省令に委ねられています。

なお、法務省令案では、その限度額を一つの金融機関ごと150万円としているようです。

民法(相続法改正)～特別の寄与

今回の相続法改正により、「特別寄与料の請求権」が創設されました。

特別寄与請求権の創設により、舅姑など被相続人への無償の療養介護や、労務の提供を行った(家族経営店の手伝いや、農業など)場合、相続人でなくても寄与分が認められるようになりました。被相続人の相続人ではなかった親族、例えば、被相続人の子の配偶者などの相続人ではない人は、これまで相続分を受け取ることができませんでしたが、これにより特別寄与料を請求することが可能となります。この特別寄与料を請求できるのは、被相続人の相続人でない親族と定められています。

親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族であり、子の配偶者はこの中に含まれます。

相続人である子の配偶者は、相続人でない親族として、介護への貢献分を特別寄与料として請求することが可能です。



● コラム?...

3月6日、大村商工会議所青年部の例会に出席してきました。
大村商工会議所青年部には、平成18年8月に入会して、
12年半、3月末で卒業となりますので、最後の例会出席です。

色々大変なこともありましたが、今となればいい思い出です^^



平成31年度も終わります。

新元号は何になるのでしょうか？

ご不明な点は、お気軽にお尋ね下さい。



● 事務所紹介

事務所の概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

〔平野旅人総合事務所〕

(司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士、海事代理士)

住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL:0957-46-6133 FAX:0957-46-6134

フリーダイヤル:0120-786-712 メール:nrn14982@nifty.com

主な取扱業務

- ①不動産の売買による所有権移転登記
- ②不動産への住宅ローン等の担保権設定登記
- ③不動産の贈与、その他の原因による所有権移転登記
- ④住宅ローン完済による担保権抹消登記
- ⑤建物新築時の建物表題登記
- ⑥建物の増築、物置等の建築による建物表題変更登記
- ⑦建物の取壊しによる建物滅失登記
- ⑧地目の変更、合筆登記
- ⑧不動産売買契約書、賃貸借契約書等の各種契約書作成
- ⑩農地法の許可申請(農地以外への転用申請に必要な設計図面作成は含みません)
- ⑪太陽光発電設備設置等に伴う動産譲渡登記、債権譲渡登記
- ⑫相続手続に必要な戸籍等の収集、遺産分割協議書等の作成
- ⑬相続による不動産の名義変更、預貯金等の名義変更
- ⑭遺言書の作成サポート
- ⑮相続放棄手続に必要な書類作成、書類取得
- ⑮会社、法人の設立、役員変更、本店移転、増資等による変更
- ⑰離婚調停、訴状等の裁判所関係書類作成、簡易裁判所における訴訟代理
- ⑱成年後見、任意後見等の書類作成、後見人等への就任

